三　地域再生計画の区域の範囲　広島県山県郡北広島町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第二百二十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第百十九号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年六月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の名称　人と海と地域の交流ひろがるみなとまち再生計画
二　地域再生計画の作成主体の名称　山口県及び岩国市
三　地域再生計画の区域の範囲　岩国市及び柳井市並びに山口県大島郡周防大島町の区域の一部（由宇港、柳井港、小松港、久賀港、沖浦港、安下庄港、伊保田港及び通津漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第二百二十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第百二十八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年六月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　熊本県及び熊本県阿蘇郡高森町
二　地域再生計画の名称　産業を育むたかもりまち地域再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　熊本県阿蘇郡高森町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第二百三十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第六十号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年六月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　人吉市
二　地域再生計画の名称　地域資源を活かした人吉ハラール促進区を実現するための地域再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　人吉市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　特定地域再生事業費補助金（四の六）、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（四の六）及び訪日旅行促進事業（四の六）

○内閣府告示第二百三十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第百三十号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年六月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　宮崎県及び宮崎県東臼杵郡諸塚村
二　地域再生計画の名称　更なる全村森林公園を目指すむらづくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　宮崎県東臼杵郡諸塚村の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第二百三十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第百六十二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年六月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　鹿児島県及び南さつま市
二　地域再生計画の名称　地域の特産物を活かし都市と農村が共生できる街づくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　南さつま市及び南九州市の区域の一部（旧加世田市、旧笠沙町、旧大浦町、旧川辺町及び旧金峰町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第二百三十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第二百三十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十六年六月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　鹿児島市
二　地域再生計画の名称　かごしま清流と水辺の再生計画（第2期）
三　地域再生計画の区域の範囲　鹿児島市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第二百三十五号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十六年六月二十七日付けで地域活性化総合特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　奈良県
二　地域活性化総合特別区域の名称　奈良公園観光地域活性化総合特区
三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業及び地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第二百三十六号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十四条第二項で準用する同法第十二条第十項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第百三十五号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画の変更を平成二十六年六月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　国際戦略総合特別区域計画の作成主体　北海道、札幌市、函館市、帯広市及び江別市並びに北海道河東郡音更町、士幌町、上士幌町及び鹿追町、上川郡新得町及び清水町、河西郡芽室町、中札内村及び更別村、広尾郡大樹町及び広尾町、中川郡幕別町、池田町、豊頃町及び本別町、足寄郡足寄町及び陸別町並びに十勝郡浦幌町並びに北海道経済連合会
二　国際戦略総合特別区域の名称　北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区
三　当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業　農業経営改善自家用貨物自動車活用事業、国際戦略総合特区設備等投資促進税制及び国際戦略総合特区支援貸付事業